

条件明示書

(令和2年度 電気通信設備更新設計業務)

1. 積算基準等について

- (1) 電気通信機械設計の積算基準は、「施設工事調査等積算基準（ネクスコ東・中・西日本、令和元年版）」によるものとする。なお、条件については以下のとおりとする。
 - ・設計区分による率：基本設計完成後詳細設計（65％）・・・更新設計のもの
 - ・設計区分による率：基本設計（50％）・・・基本設計のもの
 - ・設計区分による率：詳細設計（100％）・・・新設設計のもの
 - ・設計打合せの「技師長」を「主任技師」に置き換えるものとする。
 - ・「設計打合せ」を「設計協議」と読み替えるものとする。
 - ・現地調査の「技師長」を削除するものとする。
 - ・「事務用品費」を「印刷製本費」と読み替えるものとする。
 - ・交通費は、広島市内の本社・支社・営業所から公社（現地調査先含む）までのライトバン運転を見込む。
- (2) 設計業務委託等技術者単価は「平成31年度単価」によるものとする。
- (3) 印刷製本費は、「土木設計業務等標準積算基準 広島高速道路公社 令和元年8月」によるものとする。
- (4) 機械損料（ライトバン1500CC、5人乗り）は「建設機械損料表（一財 日本建設機械施工協会、令和元年度版）」によるものとする。
- (5) ガソリン単価は「令和元年度土木工事設計資材単価表（広島県、令和2年1月改定）」によるものとする。